

平成29年度外部評価シート

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）		
NO、施策名	06	生活の安全・安心の向上
施策の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが将来にわたって安全に、安心してらせるよう、災害対策の充実や防犯対策の向上に努め、万が一、災害に遭った場合でも、生活が続けられるための備えを進める。 ・市民一人ひとりのもしもの備えに対する意識のさらなる醸成を図ることはもとより、消防・防犯の関連機関や市民組織との連携強化を進める。 ・交通事故を未然に防止し、歩行者にやさしい交通安全諸施策を推進する。 	
NO、基本事業名	06-01	災害対策の充実
基本事業に係る基本的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づき、防災行政無線の更新・増設、備蓄品の確保、防災倉庫及び防災拠点の整備など、地域防災体制の強化充実を図る。 ・市民、事業者及び関係防災機関が一体となった実効性のある総合防災訓練の実施などを通じ、防災意識の向上に努めるとともに、緊密な協力体制の確立を図る。 ・市内の自主防災組織の育成強化を図るための支援を充実する。 ・消防団の充実・強化に努め、地域消防力の向上に努める。 ・地震による人的被害・経済被害を最小限に止めるため、特定緊急輸送道路沿道をはじめ建築物の耐震化促進に向けた取り組みを充実する。 ・市民が浸水の危険性や避難場所・避難経路などを事前に認識できるよう、洪水ハザードマップやパンフレットを配布するなど普及啓発を行う。 ・空き家などについて、事業者や土地・建物などの所有者または管理者に対して適切な管理を求めていく。 	

2 当該基本事業に属する事務事業		
事務事業番号	事務事業名	「施策の基本的な考え方」及び「基本事業に係る基本的な方向性」に照らした所管課評価（貢献度評価）
06-01-01	防災訓練事業	5月の水防訓練と10月の防災訓練の実施により、市職員、市民及び関係機関との間で防災意識の向上、協力体制を確立することができた。災害発生時の迅速な行動がその後の被害拡大の防止に寄与することから、訓練の実施は重要であり、地域防災体制の強化に成果をあげている。
06-01-02	防災啓発事業	市民が危険箇所や避難に関する情報を事前に把握できるよう、防災マップ、防災ポスターを地域防災訓練の場を活用して市民に配付している。ビジュアルによる表現で分かり易く危険箇所などを示しており、市民の意識啓発に成果をあげている。
06-01-04	防災無線等情報伝達網整備事業	防災行政無線は、災害時の情報伝達手段として、指定避難所となる学校や、市役所内の各機関に配備されている。災害発生時に円滑に対応できるよう、平時から維持管理や訓練等を実施する必要がある。
06-01-05	避難所・避難場所整備事業	指定避難所に設置された防災倉庫の整備と、地域住民を中心に組織される避難所運営組織の活動支援を行っている。地域防災体制の強化にはハード、ソフト両面を充実させる必要があることから、継続して実施していく必要があると考える。
06-01-06	防災用表示板維持管理事業	防災関係施設（指定避難所、災害協力農地等）に設置している表示看板の整備を行っている。災害時の避難場所を明確に表すことで市民が事前に避難場所を把握することができ、地域防災体制の強化に成果をあげている。
06-01-08	災害用応急救護セット備蓄事業	地域防災計画に基づき、緊急医療救護所（2箇所）及び医療救護所（4箇所）用の医療救急救護セットの購入、整備を行った。災害時は負傷者、急病人への医療的措置が必須であることから、地域防災体制の強化には欠かせない事業である。
06-01-09	災害時飲料水確保事業	災害時には電気、ガス、水道などのインフラが破壊され供給が絶える可能性があるが、水は生命、生活を維持するうえで一時も欠くことはできない。このため井戸の所有者と協定を締結し、災害指定井戸とすることで災害時に活用できる体制を整えることは、地域防災体制の強化に効果があると考えられる。
06-01-10	災害用備蓄用品確保事業	防災倉庫へ東京都の災害被害想定に合わせて、3日分の災害用備品等の備蓄を行っている。発災時の緊急的な対応としての備蓄であり、防災拠点の整備に必要であるが、新たな備蓄倉庫の確保など内容を拡充していく必要がある。
06-01-12	防災組織育成事業	災害時には行政機関の援助を待たずに地域住民自らが行動を起こすことが災害の拡大を防ぐのに有用であることから、地域の防災組織の育成は重要である。そうした防災組織へ訓練資器材等の提供を行い、活動を支援することは、地域防災力の強化に大きな成果をあげている。
06-01-13	震災対策協定事業	災害時の救援物資の提供、役務の提供、避難場所の提供などについて他自治体、事業者などと協定を結び、災害発生時の緊密な協力体制の確立を図っている。
06-01-15	被災建築物応急危険度判定事業	実際の建物を利用した模擬訓練や連絡網の伝達訓練を実施することで地震発生時に住宅の安全性を的確に把握できるようにしている。また総合防災訓練に参加し、事業活動の市民への周知および啓発を実施している。大災害への備えとして必要な事業である。
06-01-16	災害時要援護者支援事業	災害対策基本法に基づき避難行動要支援者の名簿の作成を行っている。名簿の作成は法に基づくものであるが、地域における要支援者の状況を把握することができることから、支援計画の策定、地域住民との協力体制の確立に効果がある。
06-01-26	行政無線デジタル通信設備工事事業	同報系無線については平成30年までにデジタル化することが電波法で定められており、それに向けて対応を図っている。デジタル化することで情報伝達機能が強化されるため、防災拠点の整備、体制の強化に必要な事業である。
06-01-27	災害対策用備蓄品等の整備事業（職員課）	東京都帰宅困難者条例（H25）において、大規模災害発生時に発災後3日間は救助・救出活動の妨げにならないよう事業主は職員の一斉帰宅を抑制し、3日分の水、食料、毛布、簡易トイレ等の備蓄に努めるとされ、本庁舎600人分（外部向けを含む）の備蓄を計画的に進め、職員による災害直後の復旧活動従事にも資する事業である。
06-01-28	災害対策用備蓄品等の整備事業（健康課）	地域防災計画に基づく緊急医療救護所用の備品等の購入・整備を実施している。災害時に緊急医療救護所を円滑に開設し運営できるよう備品等の購入・整備を進めており、平成26年度に2か所分、平成28年度に1か所分を揃え、現状3か所すべての緊急医療救護所について災害対策用備品（テント、リアカー、担架等）を購入した。今後は医師会等と話し合いながら、内容の見直しや医療救護所用の備品購入及び整備を検討・実施していく。

3 評価の視点

巨大地震などの自然災害に備え、防災意識の向上や体制づくりなどが求められている。そのために、総合防災訓練の実施や、自主防災組織と行政、消防、消防団が連携し、地域での訓練や防災に関する講座を行うなど、防災意識の向上に取り組んでいるが、当市の災害対策の充実に向けた事業の貢献度評価と市民が安心して暮らしていくための災害対策についての具体的提言を求めるものである。
※上記の主旨から、基本事業に属する事務事業のうち、消防、住宅耐震化、空き家対策等に関連する事務事業及び計画策定事業は評価対象から除外している。

4 外部評価結果

①災害による被害を最小限にとどめるためには、ハード面の整備を進めるとともに、市民が自発的に行動を起こせるようソフト面での支援をいかにしていくかが重要である。ハード面の整備として、耐震改修助成など一定の取り組みがなされているが、対応には時間や経費がかかる。ソフト面での支援に当たっては、市民の防災に対する意識やニーズを的確に把握し、今後の取り組みに反映させていくことが重要と考える。市において、様々な事務事業を展開しているが、今後は以下の点に留意し、事業実施を図られたい。

②市民意識やニーズの把握に当たっては、現行の施策成果アンケートでは具体的なニーズ把握が難しいことから、毎年ではなくとも結果を事業内容に反映できるようなアンケート調査を行うことが有効である。また、災害リスクが高い地域には個別にアンケートを実施するなど、地域性を考慮した対応も検討されたい。なお、避難行動要支援者に対しては、支援を要する状況が個々に違うことから、引き続き、きめ細やかな対応を図られたい。

③防災訓練事業については、実際の災害時に役立つようなプログラムとなるよう常に改善を図られたい。また、当日参加できない市民に向けては、訓練動画を市のホームページに掲載するなど、更なる防災意識の向上が図られるよう努められたい。

④災害対策協定事業において、首都圏一帯が被災することも想定し、高崎市との協定のように地理的に東久留米市と離れた自治体とも協定を締結することも有効である。今後も同様の協定について検討されたい。

⑤市民への防災情報の伝達手段として防災行政無線の整備や防災マップの作成などをされているが、防災行政無線放送が聞き取りづらい地域対応としての電話案内に関する周知や、防災マップの改訂時期の表記箇所など、市民が適時、適切な情報を得られるよう更なる工夫に努められたい。

⑥防災組織育成事業については、補助金支給の基準を50世帯以上の自治会等としているが、50世帯未満の自治会などでも、災害対策の取り組みは行われており、こうした自主的な活動に対して、漏れのない支援を進めていただきたい。

⑦災害対策用備蓄備品の整備事業については、自主防災組織など自主的に備蓄の取り組みを行っている団体もあるので、こうした備蓄の状況も含めて市全体として必要な備蓄ができているかを判断する必要があると考える。

⑧事務事業をより効果的に評価していくためには、活動指標や成果指標を適切に設定することが重要である。特に成果指標については、事務事業に直結したものにすることで事務事業単体での効果が把握できるものとする。

5 外部評価結果に対する市としての方針

- ①巨大地震などの自然災害への備えについては、計画的にハード面の整備を進めるとともに、市民の自助による取り組みを推進させるためのソフト面の支援を充実させることが重要であり、そのために、市民の防災意識やニーズを的確に把握するための取り組みが必要であると認識しています。
- ②市民の防災意識等の把握に当たっては、具体的な施策展開の方向性を定めるために有効な情報が把握できる調査を検討、実施してまいります。また、避難行動要支援者に対しては、避難の際に支援が必要であるかなどを個々にヒアリングすることで、必要な支援が提供できる体制を構築してまいります。
- ③防災訓練事業については、実践的な訓練となるよう内容を常に検討しており、現在は体験型訓練を基本としたプログラムを実施していきたいと考えています。また、自宅や職場にいても参加できるシェイクアウト訓練を引き続き実施していくとともに、市ホームページに訓練動画を掲載するなど、防災訓練に参加できない市民の防災意識向上への取り組みについても検討してまいります。
- ④災害対策関連の協定については、首都圏一帯が被災することを想定すれば、市から離れた自治体等とも協定を締結することは有効であると認識しています。今後は、市から離れた自治体等との協定についても、近隣自治体の協定先などを参考に検討してまいります。
- ⑤災害発生時の市民への防災情報の伝達手段として、市では防災行政無線を始めとした情報伝達手段の多様化、多重化のための方策を推進しており、これらの伝達手段により全ての市民が防災情報を受信できるような環境を整えていきたいと考えています。また、市で作成している防災マップや洪水ハザードマップ等の防災パンフレットについても、市民が適時、適切な情報を得られるよう、必要に応じて改訂してまいります。
- ⑥防災組織育成事業については、市民の自主的な災害対策の取り組みに対して有効な支援をしていくための方策について、現行補助制度の見直しを含め検討してまいります。
- ⑦災害対策用備蓄備品の整備事業については、「東久留米市地域防災計画」に示している被害想定に基づき、市において必要な備蓄の確保が図られるよう進めてまいります。また、自主防災組織、自治会等の自助、共助による備蓄についても、その備蓄量等の把握に努め、今後の取り組みに生かしてまいります。
- ⑧災害対策の充実に向けての事務事業評価をしていく上で、市が行なった活動に対してどれほどの成果があったかを定量的に把握することが重要であると認識しています。このため、適切な指標を設定し、その成果等を測定していく中で、より効果的な災害対策に向けた活動を検討してまいります。